CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.５７

**障害者権利条約第27条「労働と雇用」に関する一般的意見案への**

**ウクライナ社会政策省の意見**

（JD仮訳）

**Comments by the Ministry of Social Policy of Ukraine**

**to the Draft General Comment on Article 27 “Work and Employment”**

**of the Convention on the Rights of Persons with Disabilities**

ウクライナ社会政策省は、国連障害者権利条約第 27 条「労働及び雇用」に関する一般的意見案の規定が重要なものであると信じている。

ウクライナの障害のある人の職業と雇用の分野における現状の社会経済的重要性を考慮し、案の内容と相まって、以下のことを知らせることが適切であると考える。

2021年7月1日現在、18歳以上の障害のある人の総数は250万人以上であり、そのうち81万8,500人、32.5％が雇用されている。生産年齢人口の障害のある人は230万人を超え、そのうち約60万人、26％が雇用されている（したがって、約170万人の障害のある人が失職していることになる）。

障害者雇用のための割当制度が成功している国々の経験から、成功の主な要因は、雇用主に対するインセンティブ（動機づけ）・アプローチ、特に、それぞれの割当を満たすための柔軟なメカニズムの導入、プロセスの規制緩和などであることが証明されている。

この点で、社会政策省は専門家と協力して、法律の統合的な改正に着手した。すなわち、ウクライナの法律案「障害者雇用のための有利な条件の創出に関するウクライナの特定の法律の改正について」を作成し、政府によって承認され、国会に提出した（2021年4月7日登録 第5344号）。同法案はウクライナ最高議会の公式ウェブサイトに掲載されている。

同法案は、ウクライナの「ウクライナにおける障害のある人のリハビリテーションについて」、「義務的国家社会保険への単一拠出金の徴収と会計について」、「ウクライナにおける差別の防止と撲滅の原則について」、「公務員について」の法改正を規定するものである。

この法律案では、以下の導入が想定されている。

・　障害者雇用の現行法によって定められた職場の基準を満たす代替策。

・　重度障害者雇用への異なるアプローチ

・　障害者社会保護基金の地域事務所で雇用主を登録し、障害者雇用に関する報告をこの事務所に提出するための電子書式。

・　「行政・経済制裁」の代わりに「目標的経済制裁」という概念。これは、障害者雇用の分野における法律違反の責任に関して、国や地方自治体を含むすべての雇用主に対して平等な条件を作り出す。

・　障害者雇用の効果的なメカニズムを実現するためのその他の措置。これには、雇用主が職場を作る際のインセンティブや、設定された割当を遵守しない場合の責任レベルの引き上げなどが含まれる。

さらに、この法律案では、合理的配慮を含む「ユニバーサルデザイン」の原則を（雇用に限らず）公的生活のすべての領域で適用する必要性に焦点を当てている。実際、合理的配慮の提供なくして障害者雇用率の向上によい成果を上げることは現実的に不可能であることが証明されている。そのため、本法案は、ウクライナの法律「ウクライナにおける差別の防止と撲滅の原則について」に関連する改正を導入することを想定している。

また、現行のウクライナ法「公務員法」では、関連する立法規定がないため、実質的に障害のある人、特に視覚障害のある人等の公務員採用の機会がない。このため、この法案では、障害のある人の採用の機会の問題にも注目している。この法案では、公務員職への応募を希望しているが健康上の理由で応募できない障害のある人のために、内閣が承認する特別な競争手続きを設けることを見越した規定を、法律のレベルで規定することを想定している。

さらに、ウクライナ内閣官房欧州・大西洋統合調整室の結論によれば、本法案は、ウクライナと欧州連合、欧州原子力共同体およびその加盟国との間の連合協定第21章第5節「雇用、社会政策および機会均等に関する協力」に規定されている欧州統合分野におけるウクライナの義務を満たしているとのことである。またこの結論によれば、この法案は、雇用と職業における均等待遇の一般的な枠組みを確立する2000年11月27日の欧州理事会指令2000/78/ECの目的に合致している。

最後に、障害のある人の雇用に関する規則を改正するために、社会政策省は最近、障害のある人の雇用に関して雇用主が提出する報告の様式の更新を承認した。この報告様式には、ジェンダー（性、年齢）、および農村／都市部の人口に属するかどうかに関する新しい指標が含まれている。障害のある人の雇用実態に関する追加的かつ必要な指標を最新の報告様式に記載することで、この分野の問題をより広く理解することができ、ひいてはこのサービス分野の優れた公共政策の形成の基礎となる。

このように、社会政策省は、国連障害者権利条約第27条の適切な実施を確保するために、適切な措置を講じている。

（翻訳：佐藤久夫、春名由一郎）